

言論表現の自由 民主政体の根本

文化の振興を目的とした、 著作権法による制限

- ・市場機構を利用して経済的利益を創作者等に還元する 経済的側面
- ・創作者の精神的活動を根拠として作品に対する支配権を与える 精神的側面

文化の振興を目的とした、 著作権の制限規定

- ・著作権の経済的側面に影響しない利用
- ・公益が創作者の経済的利益を越える利用

著作権の制限規定の例外

著作権の制限 / 私的複製に関する歴史

198X 年 ・民生用複製機器の発展によって、私的利用の領域においても著作物の複製が無視できない規模と品質になったと権利者から指摘されるようになった。

1984 年 貸しレコード業への対処 / 貸与権の創設

・立法による対処で、自宅内における複製機器を利用した複製については合法的なものであることが確認された。

例: 放送された著作物を自宅で私的な利用のために自ら複製すること。

1992 年 劣化しないとされたデジタル複製に対しての対処 / 私的録音録画補償金制度の創設

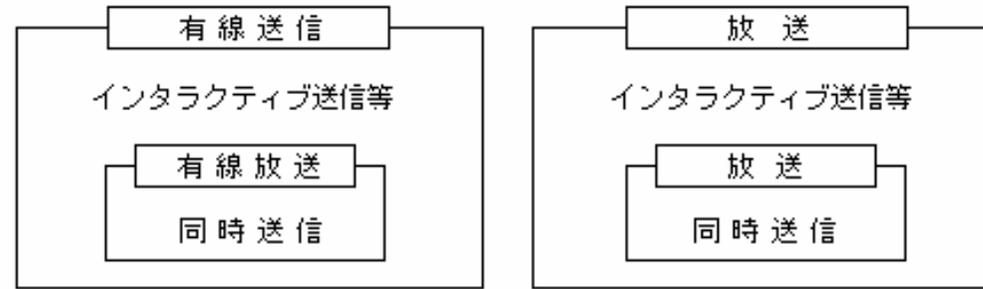
1995 年 インターネット商用開放

- ・著作物がネットに無許諾アップロードされ、ひろくダウンロード。ネットが新しいメディアであったこと、複製の過程が著作権法で想定されていなかったことから、立法による対処が求められた。

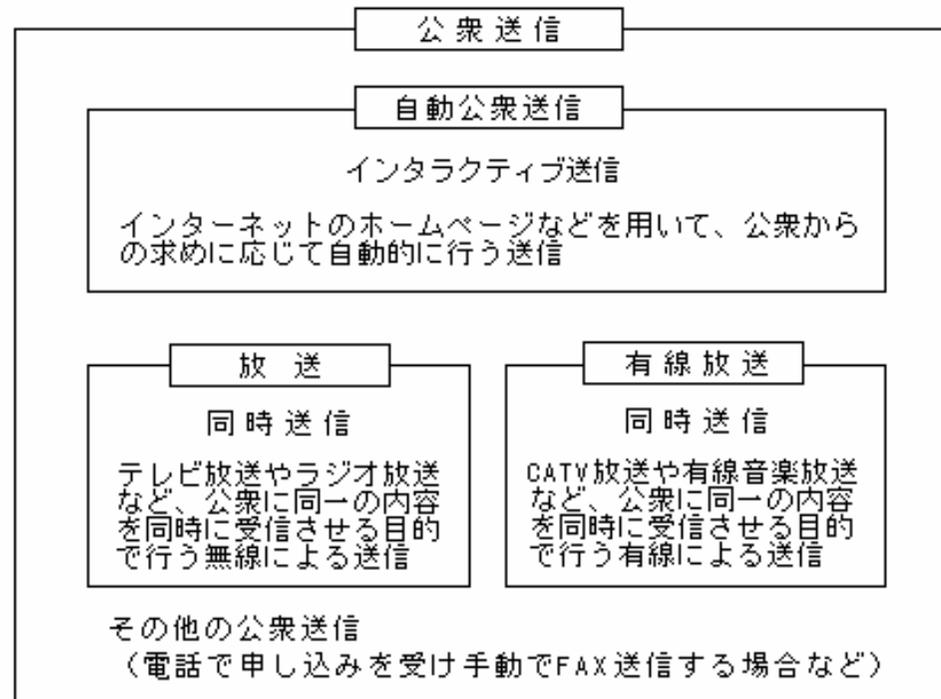
1998 年 無許諾アップロードの違法化 / ~~自動~~公衆送信権(送信可能化権)の創設

- ・無許諾アップロード側(発信者)は、私的利用のためでなく、広く他者に著作物を頒布・複製させる目的で複製しているため、私的複製に該当しない。

[現行著作権法]



[改正法]



※改正法：平成10年1月1日施行

- 1999 年 技術的保護手段を回避した複製を私的使用目的複製から除外
- 2001 年 プロバイダ責任制限法 発信者情報開示請求制度の創設
- ・法律の定義上、開示対象となるのはアップロードを行った者「発信者」に限定される。
 - ・発信者情報開示制度は手続的に慎重なものであるため、無許諾アップロードを行う者の摘発は容易でなかった。
- 2006 年 IP マルチキャスト放送(ストリーミング)の同時再送信を有線放送扱いに

200X 年 ・ダウンロード側については、**放送された著作物の私的録音録画との類推**で、私的複製に該当するものと考えられた。これが「DL は著作権侵害とならない」という考え方を形成した。

・DL は著作権侵害にならないのだから、無許諾 UL された著作物を DL する人物に関する通信記録は、**憲法 21 条に保障された通信の秘密の保護対象**となり、無許諾 UL とその DL に伴う被害規模を確定することは実質的に困難だった。

2010 年 無許諾アップロード著作物を知りながらダウンロードすることを私的使用目的複製から除外

・私的録音録画小委員会

いわゆるダウンロード違法化のまとめ

1. 無許諾アップロードされた著作物であることを知りつつ、ダウンロードすなわちデジタル方式で録音録画する行為を、私的複製に該当しないものとする。 無許諾アップロードから複製物がダウンロード側に作成される全過程について、複製権または自動公衆送信権の侵害
2. 「知りつつ」について、立証責任は権利者側にある / 「知っていた」ことの証明か？ 「知るべきであった」ことの証明か？ 2008年 許諾アップロードを示す、「エルマーク制度」の導入
3. 刑事罰の導入は見送られたが、民事責任(損害賠償請求等)は法律に基づいて追及される。

日本国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む

自動公衆送信権が法定されていない国で、サーバへの複製許諾のみが行われている場合はどうか。

自動公衆送信について法定許諾ないし強制許諾制度が定められている国で、これらの制度を利用してなされている自動公衆送信はどうか。

許諾契約の中で、自動公衆送信の範囲を当該国内に限定されている場合はどうか。

日本国法にはない権利制限により著作権者の許諾なしの自動公衆送信がなされている場合はどうか。

その事実を知りながら

なぜ「情を知って」という言葉を使わなかったのか？

「その事実」とは何か？

受信対象の自動公衆送信が著作権を侵害するものであるという法的評価も「その事実」に含まれるのか。

送信者側の具体的な事情は知らないが、常識的にこの種の自動公衆送信が合法なはずないと思って受信している場合はどうか。

4. ネットワークを經由した公衆送信について必要な**キャッシュ等を著作権の制限規定に盛り込んで合法化** ストリーミング送信にともなう自動的なダウンロードは、これまでと同様に著作権の侵害に当たらない。

第47条の8 (電子計算機における著作物の利用に伴う複製)

・電子計算機において、著作物を、その複製物を用いて利用する ・電気通信の送信を受信して利用する ・これらの利用のための電子計算機による情報処理の過程において当該情報処理を円滑かつ効率的に行うために必要な限度での記録媒体への記録 ・これらの利用又は当該複製物の使用が著作権を侵害しない場合に限る

この条文において「利用」と「使用」はどのように使い分けられているのか？ (通常は、21条以下の規定により著作権者に専有されている行為を行うことを「利用」というが、その理解？)

5. キャッシュされている著作物を公衆送信について必要な場合を越えて、**保存等した場合は、複製権を侵害したものとみなされるため、違法であることが明確となった。**

未来予想図

1. エルマーク等の合法アップロードを示すマークが普及することで、マークなしのオンライン著作物のダウンロードを原則違法とする考え方が普及するだろう。
2. ダウンロードした者の民事責任を問うためには、ダウンロードの事実を権利者が立証しなくてはならない。プロバイダ責任制限法における発信者情報開示請求制度と類似した、受信者情報開示請求制度が必要になるだろう。
3. 無許諾アップロードのダウンロードは違法行為なのであるから、もはや憲法 21 条の保護を受けられない。
4. プロバイダ責任制限法が改正され、受信者情報開示請求が制度化されるのではないか。